

国立大学法人東京医科歯科大学競争参加資格等審査

委員会要項

平成16年4月1日
制 定

(設置)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）に国立大学法人東京医科歯科大学競争参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的及び審議事項)

第2条 委員会は、本学における建設工事に係る一般競争入札、総合評価落札方式を実施する入札及び事前に技術的適性などの審査を行う指名競争入札を公正かつ厳正に実施するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
 - (2) 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
 - (3) 総合評価落札方式を実施する入札における、評価項目、標準点及び加算点の得点配分、加算点の評価方式その他の審査・評価に必要な事項
 - (4) 事前に技術的適性等の審査を行う指名競争に付そうとする場合における、当該審査に基づく資格の有無の確認に関する事項
 - (5) 前号の資格の確認に対する再苦情に関する事項
- 2 委員会は、本学における建設工事及び設計・コンサルティング業務の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、次の各号に掲げる事項について審議し、的確な対応を行う。
- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
 - (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応
- 3 委員会は、本学における建設工事に係る調査・設計等の業務を経理責任者がプロポーザル方式によって、建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、技術的に最適な者を特定するため、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 公募型のプロポーザル方式における技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定
 - (2) 技術提案書の提出を求める者の選定
 - (3) 技術提案書を特定するための評価基準
 - (4) 技術提案書の特定

(組織)

第3条 前条に係る委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、前条第1項の総合評価落札方式を実施する入札にあっては、次に掲げる委員に加えて、委員長が指名する学識経験者等を委員とする。

- (1) 施設部長
- (2) 財務部財務企画課長
- (3) 施設部施設企画課長
- (4) 施設部施設管理課長

- (5) その他委員長が必要と認める者
2 前項第5号の委員は委員長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、施設部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、施設部施設企画課において処理する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年6月5日制定)

この要項は、平成19年6月5日から実施する。

附 則 (平成21年4月1日制定)

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (平成24年11月6日制定)

この要項は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則 (平成27年10月23日制定)

- 1 この要項は、平成27年11月1日から施行する。
2 国立大学法人東京医科歯科大学公正入札調査委員会要項(平成16年制定)は廃止する。
3 国立大学法人東京医科歯科大学建設コンサルタント選定委員会要項(平成16年制定)は廃止する。

附 則 (平成30年7月19日制定)

この要項は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。